

東 司 発 第 3 3 3 号  
平成19年11月15日

司法書士試験合格者各位

東京司法書士会  
会長 小村 勝

## 東京司法書士会主催 「平成19年度 新人研修会」のご案内

司法書士試験に合格され、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

さて、当会では、未受講の既登録会員および1年以内に東京司法書士会に登録申請をされる司法書士有資格者を対象に、標記研修会を下記の要領により開催いたします。

標記研修会の後には、日本司法書士会連合会主催の中央研修会および関東ブロック研修会が開催され、司法書士の職務像および職務環境ならびに実務処理に関する基本的事項について学ぶこととなります。東京司法書士会では、これに先立ち、各分野に精通しご活躍されている当会会員を講師に配し、具体的事例に基づきながら、より実践的な研修を開催いたします。

また、当会では、登録申請時（司法書士法9条）までに上記の三研修会を修了されるよう指導しておりますので、奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、標記研修会修了者のうち希望者（原則として未登録者に限る）は、当会が指定する新入会者配属研修所（原則として当会会員事務所）において、指導会員の受託事件を直接教材として嘱託の開始から完結に至る一連の司法書士実務を見聞・実習する「配属研修」を受講することができます。詳細は、標記研修会中にご案内いたします。

### 記

1. 日 程 平成19年12月3日(月)～平成19年12月21日(金)のうち、  
12日間（別紙①日程表をご参照下さい。）  
【第1日目】 午後6時30分から午後9時まで  
【第2日目から第12日目】 午後6時から午後9時まで  
【受付開始時間】 全日程とも 午後5時30分から  
※ 第1日目の午後6時20分頃は受付が大変混雑しますので、  
なるべく早めに会場にお越し下さい。
2. 会 場 【第1日目～第11日目】 日本教育会館8階「第一会議室」  
東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号（地図1参照）

【第12日目】 司法書士会館地下1階「日司連ホール」

東京都新宿区本塩町9番地3（地図2参照）

※ 第12日目のみ会場が異なりますので、ご注意ください。

3. 対象 ①東京司法書士会・既登録会員（本研修会未受講の者に限る）  
②東京司法書士会・入会予定者（入会手続き中の者に限る）  
③1年以内に東京司法書士会に入会を予定している司法書士有資格者
4. 講師 東京司法書士会会員（別紙①日程表をご参照下さい。）
5. 募集人数 280名 原則として、先着順と致します。  
※ 申込者多数の場合、東京会既登録会員・東京会入会予定者（入会手続き中の者に限る）を優先いたしますので、予めご了承下さい。
6. 受講料 金30,000円
7. 申込方法  
別紙②の申込書に必要事項を記入し、同封の郵便振替用紙にて受講料を納付し、その控えを申込書に貼付したうえで、当会事務局までお申込み下さい。  
申込受付は、FAXのみとさせていただきます。（持参または郵送による申込受付は行いません。）  
なお、郵便振替用紙の控えを貼付していない申込書は全て無効ですので、ご注意ください。
- 申込受付開始 平成19年11月16日（金）午前9時より  
※ 受付開始前のお申込みは全て無効とさせていただきます。
- 申込先 東京司法書士会事務局 FAX 03(3353)9239
8. 振込口座 郵便振替口座 00160-8-4253  
口座名 東京司法書士会  
※ 郵便振替用紙には、必ず受講予定者の住所、氏名、電話番号をご記入下さい。
9. 申込締切日 平成19年11月26日（月）午後5時まで

10. 受講者の発表について

申込者が募集人数を超過せず申込者全員が受講者となった場合は、当会ホームページ (<http://www.tokyokai.or.jp>) および当会掲示板（東京都新宿区本塩町9番地3・司法書士会館2階）にその旨発表いたします。

申込者が募集人数を超過した場合に、残念ながら受講者となれなかった方には、当会よりその旨個別にご連絡いたします。なお、その際の振込済の受講料は、振込手数料を控除したうえでご返金させていただきます。

11. 注意事項

(1) 諸事情により受講をキャンセルされる場合は、必ず11月30日(金)までに事務局までご連絡下さい。振込済の受講料は、振込手数料を控除したうえでご返金致します。

なお、12月1日以降のキャンセルの申し出については受講料のご返金は致しかねますので、予めご了承下さい。

(2) 本研修会の修了認定は、最終日を除き8割以上(全11回中9回以上)出席した受講生に付与致します。

(3) 15分以上の遅刻・早退については出席と認められませんので、ご注意下さい。

「平成19年度新人研修会」問合せ先

東京司法書士会事務局 TEL 03(3353)9191 (代)

E-mail [tokyokai\\_k@yahoo.co.jp](mailto:tokyokai_k@yahoo.co.jp)

東 司 研 発 第 3 3 4 号  
平成19年11月15日

司法書士試験合格者各位

東京司法書士会  
会長 小村 勝

## 東京司法書士会主催 平成19年度新人研修会 「裁判所見学および法務局見学」のご案内

司法書士試験に合格され、誠におめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。  
さて、当会では、主として司法書士実務未経験者を対象に、司法書士業務の中心となる登記実務および裁判実務の一端を体験していただくために下記の要領により裁判所見学および法務局見学を実施いたします。

参加を希望される方は下記の要項に従い、奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、一人でも多くの方にご参加頂けますよう、申し込みはお一人につき裁判所見学・法務局見学どちらか一方のみとさせていただきます。双方の見学を希望される申し込みは双方とも無効となりますので、予めご了承下さい。

### 記

#### 1. 裁判所見学

- (1) 日 程 平成19年12月5日（水）  
午後1時00分から同3時30分まで
- (2) 会 場 東京地方裁判所
- (3) 内 容 地裁担当者から概略説明ののち、少人数グループに分かれて民事法廷の裁判傍聴を行います。

※ 司法書士簡裁代理権認定特別研修においては、簡易裁判所での裁判傍聴が必修となっておりますが、本見学会は当該特別研修とは何ら関係ありません。

#### 2. 法務局見学

- (1) 日 程 平成19年12月10日（月）  
午後1時30分から同3時30分まで
- (2) 会 場 東京法務局
- (3) 内 容 不動産登記・商業登記・供託の各部門担当者から概略の説明を受けたのち、各部門の執務室内を見学いたします。

※ 集合時間・場所等の詳細は、標記研修会中にご案内いたします。

3. 定 員 各50名 原則として、先着順と致します。  
※ 申込者多数の場合、東京会既登録会員・東京会入会予定者（入会手続中の者に限る）を優先いたしますので、予めご了承下さい。

4. 参加資格 東京司法書士会主催 平成19年度新人研修会受講者  
（本見学会のみのお申込みは受け付けておりません。）

5. 参加費用 無 料

6. 申込方法 別紙③の申込書に必要事項を記入のうえ、当会主催の新人研修会のお申込みと同時にFAXにて当会事務局までお申込み下さい。

申込受付開始 平成19年11月16日（金）午前9時より

※ 受付開始前のお申込みは全て無効とさせていただきます。

申込先 東京司法書士会事務局 FAX 03(3353)9239

7. 申込締切日 平成19年11月26日（月）午後5時まで

8. 見学者の発表について

各見学会の見学者は、新人研修会開会日（12月3日）に、研修会場に掲示する方法にて発表いたします。

9. 注意事項

（1）本見学会への参加は、東京司法書士会主催の平成19年度新人研修会の修了認定とは一切関係ありません。

（2）本見学会は、東京地方裁判所および東京法務局の特別の御厚意により実施するものですので、無断欠席は絶対にしないようにして下さい。

（3）事情によりやむを得ず欠席される場合には、事前に欠席理由を明記のうえ、欠席届を提出して下さい。（欠席届には特に書式等の指定はございません。）

「裁判所見学および法務局見学」問合せ先

東京司法書士会事務局 TEL 03(3353)9191（代）

E-mail [tokyokai\\_k@yahoo.co.jp](mailto:tokyokai_k@yahoo.co.jp)

平成19年度東京司法書士会新人研修会日程表			
日程 会場	開催日	研修科目	講師
第1日 日本教育会館	平成19年 12月3日(月)	開会式 倫理・綱紀	石川雅敏 豊島支部
第2日 日本教育会館	12月4日(火)	不動産登記の実務① (売買等の相談と登記)	菅原誠 台東支部
第3日 日本教育会館	12月6日(木)	不動産登記の実務② (抵当権等債権保全の相談と登記)	濱智幸 豊島支部
第4日 日本教育会館	12月7日(金)	不動産登記の実務③ (相続の相談と登記)	古宮努 八王子支部
第5日 日本教育会館	12月10日(月)	不動産登記の実務④ (表示登記の基礎知識) (税金の基礎知識)	川村兼司 豊島支部 市橋正造 千代田支部
第6日 日本教育会館	12月12日(水)	実務アラカルト 相談の受け方 開業体験談	久我祐司 文京支部 新人研修室
第7日 日本教育会館	12月13日(木)	商業登記の実務① (設立と変更の法務と登記)	高橋聡英 墨田・江東支部
第8日 日本教育会館	12月14日(金)	商業登記の実務② (株式・新株予約権の法務と登記)	原田裕章 渋谷支部
第9日 日本教育会館	12月17日(月)	企業法務の相談と実務	初瀬智彦 中央支部
第10日 日本教育会館	12月18日(火)	クレジット・サラ金問題の相談と 実務	安藤剛士 文京支部 野口雅人 豊島支部
第11日 日本教育会館	12月20日(木)	成年後見の実務 家事審判・遺言執行の実務	山崎政俊 田無支部 川口純一 渋谷支部
第12日 司法書士会館	12月21日(金)	修了証書授与式 懇親会	

○ 講義時間は

第1日目

午後6時30分から午後9時まで

第2日目～第12日目

午後6時から午後9時まで

○ 最終日のみ会場が異なりますのでご注意ください。

## \*研修会場案内図\*

### 【日本教育会館】（第1日目～第11日目）

所在地 千代田区一ツ橋二丁目6番2号

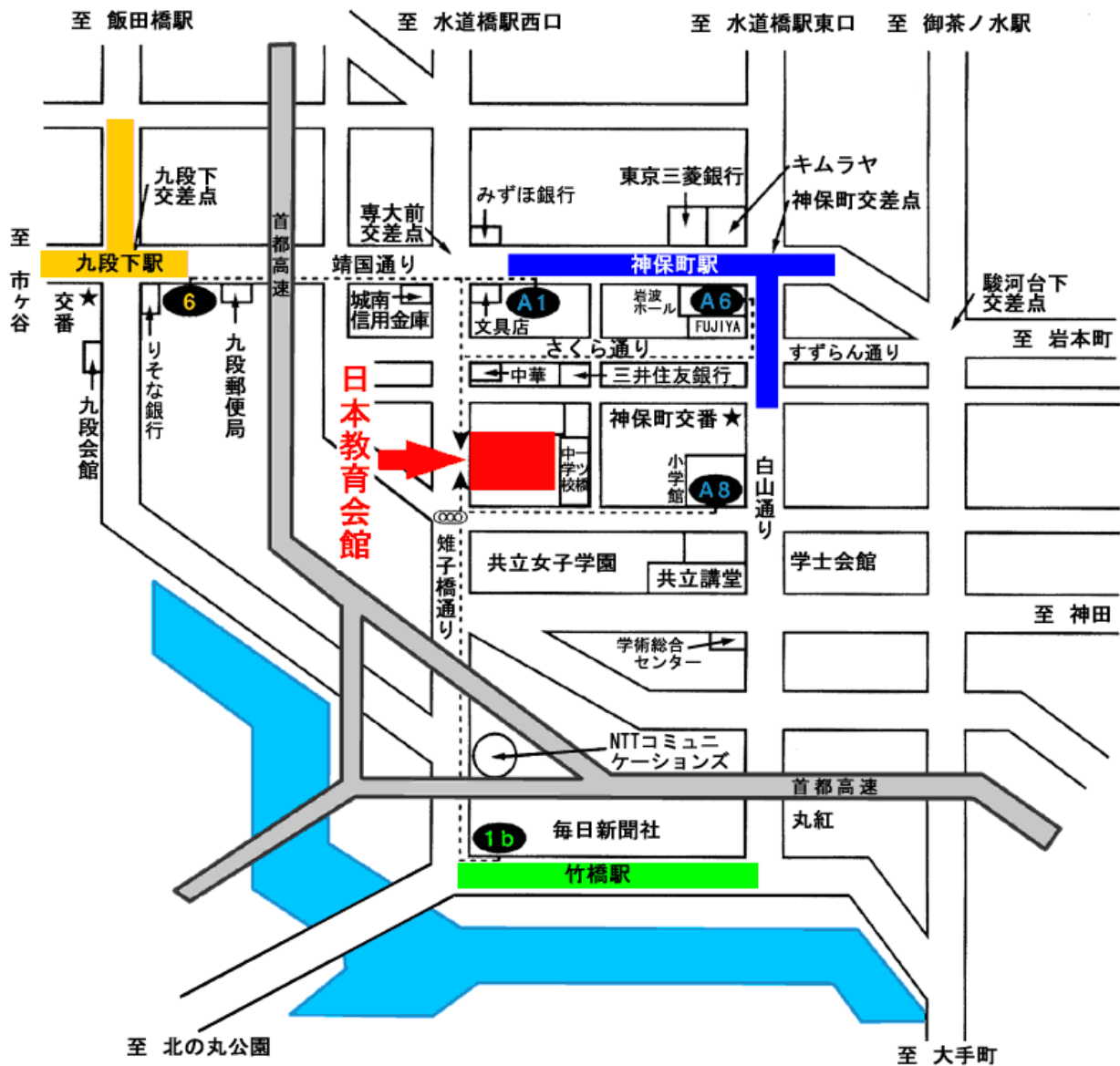
日本教育会館8階「第一会議室」

交通 地下鉄東京メトロ半蔵門線、都営新宿線「神保町駅」（A1出口）より徒歩約3分

地下鉄都営三田線「神保町駅」（A8出口）より徒歩約5分

地下鉄東京メトロ東西線「竹橋駅」（北の丸公園側出口・1b）より徒歩約5分

（地図1）



### 【司法書士会館】（第12日目）

所在地 新宿区本塩町9番地3

司法書士会館地下1階「日司連ホール」

交通 JR総武線、中央線、地下鉄東京メトロ丸の内線、南北線「四ツ谷駅」下車  
徒歩約5分

（地図2）



※ 両会場とも駐車場はございませんので、お車でのお越しはご遠慮下さい。




**■平成19年度 東京司法書士会新人研修会参加申込書■**

私は、東京司法書士会主催の「平成19年度 新人研修会」につき、郵便振替用紙の控えを貼付のうえ、下記のとおり申し込み致します。

平成19年11月	日
フリガナ	
● 参加申込者 _____ 印 (男・女 / 満 _____ 歳) (必須)	
・ 東京会会員の場合 支部名 _____ 支部 _____ 登録番号 _____	
・ 東京会入会手続中の場合 入会申込日 平成19年 _____ 月 _____ 日	
● 申込者住所・連絡先 (必須)	
〒 _____	
_____	
Tel _____ ( _____ ) (日中連絡の取れる連絡先：携帯電話など)	
(注) 申込後、住所・連絡先を変更した場合は、必ず事務局へ届け出て下さい。	
● 司法書士試験合格年度(認定年度) 平成 _____ 年 (必須)	
● 司法書士試験受験地 _____ 都・県・府・道 (必須)	
(大臣認定の方は、次のいずれかに○を付けて下さい。 裁判所 ・ 検察庁 ・ 法務局 )	
● 開業(予定)地 東京都 _____ 市・区・町・村 _____	
● 開業(予定)時期 平成 _____ 年 _____ 月	
● 実務経験(司法書士事務所勤務歴) _____ 年 _____ ヶ月	
● 車椅子の使用等、受講にあたり特別なご事情のある方は下記に具体的にご記入下さい。	
[ _____ ]	
郵便振替用紙・控 貼付欄	

【注1】 **必須事項に記入漏れがある場合は、申込は無効**となります。

【注2】 **郵便振替用紙の控えの貼付が無いものは、申込は無効**となります。



■平成19年度 東京司法書士会新人研修会 裁判所・法務局見学参加申込書■

私は、「東京司法書士会主催 平成19年度新人研修会 裁判所見学および法務局見学のご案内」の記載事項（特に注意事項）を十分理解したうえで、下記のとおり申し込み致します。

平成19年11月	日
フリガナ	
● 参加申込者	_____ 印 (男・女 / 満 _____ 歳) (必須)
・ 東京会会員の場合	支部名 _____ 支部 _____ 登録番号 _____
・ 東京会入会手続中の場合	入会申込日 平成19年 _____ 月 _____ 日
● 申込者住所・連絡先 (必須)	
〒 _____	_____
Tel _____ ( _____ ) (日中連絡の取れる連絡先：携帯電話など)	
(注) 申込後、住所・連絡先を変更した場合は、必ず事務局へ届け出て下さい。	
● 参加申込 (どちらか一方の□にレ(チェックマーク)をつけてください)	
<input type="checkbox"/>	裁判所見学 (H19. 12. 5 開催) に参加を申し込みます。
<input type="checkbox"/>	法務局見学 (H19. 12. 10 開催) に参加を申し込みます。
<b>両方選択するとどちらも無効となります。</b>	

【注1】 裁判所見学、法務局見学は、**新人研修会の修了認定とは無関係**です。

【注2】 申込後、事情により見学会を欠席する場合は、**「欠席届」(様式自由)の提出が必要**となります。

# 平成19年度 東京司法書士会新人研修会

## 講義要項

平成19年11月

新人研修室

本研修会の講師の先生方より各科目の講義の方針・内容等についてコメントをいただいておりますのでご紹介いたします。各講義を受講する際の参考として下さい。

なお、科目によっては〈事前課題〉を出題しておりますので、必ずご確認のうえ受講して下さい。

平成19年12月3日（月） 倫理・綱紀

石川 雅敏 先生（豊島支部）

近年、司法書士の仕事は登記だけでなく成年後見、会社法務そして簡裁代理業務を含む裁判事務と活躍の場が広がってきましたが、残念なことに、ここ数年綱紀委員会にかかる案件数も格段に増えてきました。司法書士として仕事を始める前に傾向と対策を身につけておきましょう。

平成19年12月4日（火） 不動産登記の実務①（売買等の相談と登記）

菅原 誠 先生（台東支部）

不動産の売買を題材に、司法書士として通常必要と考えられる知識や執務姿勢を検証します。また、登記・法律以外の不動産の物理的な側面、取引の実際など不動産全般に渡って役立つ話となるように考えています。

平成19年12月6日（木） 不動産登記の実務②（抵当権等債権保全の相談と登記）

濱 智幸 先生（豊島支部）

まず、債権保全の中心となる担保全般について話をします。

次に、(根)抵当権の設定登記と抹消登記について、実際の契約書や書類を見ながら実務の流れを中心に話をしていきます。また、最近の銀行再編についても説明します。

なお、事前課題はありませんが、資料については目を通しておいてください。

講義では資料を基に実務の話をしていきます。

**平成 19 年 12 月 7 日（金） 不動産登記の実務③（相続の相談と登記）**

**古宮 努 先生（八王子支部）**

相続登記は、登記物件を所有する自然人は誰でもその対象となる意味において、極めて一般的・日常的な業務です。そこで、相続登記の受託から登記完了までの一連の流れを一般的・実務的な観点から講義を行いたいと思います。特に、戸籍等相続関係書類の読み方、取り寄せ方を重点的に理解していただきたいと考えております。

**平成 19 年 12 月 10 日（月） 不動産登記の実務④（表示登記の基礎知識）**

**川村 兼司 先生（豊島支部）**

表示に関する登記制度は、権利に関する登記と共に不動産登記法に規定された制度ですが、不動産の物理的状況を公示するという役目から、権利に関する登記とはまったく違った性質をもっています。その大きな違いを意識するために、表示登記制度の特徴と土地家屋調査士がどのような視点から調査確認業務を行っているかをご紹介します、司法書士の執務姿勢に関するお話をしていきたいと思います。

**平成 19 年 12 月 10 日（月） 不動産登記の実務④（税金の基礎知識）**

**市橋 正造 先生（千代田支部）**

司法書士の実務の現場では、税金は切っても切れない存在です。登録免許税はもちろんのこと、銀行や不動産業者での決済の際、お客様は当たり前のように税金の質問をしてくることもしばしばあります。また、登記等の依頼者の目的が、税金を少しでも節約することにあることもしばしばあります。実務に幅をもたせるためにも税金の知識をある程度持っていることは非常に有益です。

この講義では、司法書士の実務で直面することの多い税務（特に不動産の権利変動に関する税務）を中心に解説していきます。

**平成 19 年 12 月 12 日（水） 実務アラカルト（相談の受け方）**

**久我 祐司 先生（文京支部）**

不動産登記法、会社法等の大きな改正による登記実務の大幅な変更や、成年後見業務、

簡裁代理関係業務等の業務範囲の拡大によって、私たち司法書士の執務のあり方が大きく変わりつつあります。

すなわち、私たち司法書士は、法的サービスを提供する「サービス業」として、今まで以上に、クライアントとの直接かつ密度の濃いコミュニケーションが要求されるようになってきているのです。当然のことながら、そうした面での「サービスの品質」ということも重要になってきます。

折しも、司法の世界では、「リーガル・カウンセリング」ということが言われるようになり、広い意味での「リーガル・コミュニケーション」への関心が高まっています。この講義では、「相談」という局面におけるクライアントとのコミュニケーションのあり方を確認するとともに、「何を」「どのように」聞くことが必要なのか、「何を」「どのように」伝えることが必要なのか、について考えていきたいと思えます。

平成 19 年 12 月 12 日（水） 実務アラカルト（開業体験談）

新人研修室

先輩司法書士の開業時のエピソードを座談会形式でご紹介します。具体的には、以下のテーマに基づきご紹介する予定です。

- ①開業準備について（開業コスト・経験年数・事務所の形態等）
- ②開業のきっかけについて
- ③開業時に苦労したこと、困ったこと、悩んだことおよびそれらの解決方法について
- ④開業して良かったこと、嬉しかったことについて
- ⑤開業を目指す後輩に対するアドバイス

#### 〈事前課題〉

**独立開業を決意し、周囲の人々に相談したところ、家族・友人・恋人等、身近な人すべてに反対されました。そのとき、あなたはどのようにしますか。**

平成 19 年 12 月 13 日（木） 商業登記の実務①（設立と変更の法務と登記）

高橋 聡英 先生（墨田・江東支部）

会社法施行によって、画一的であった株式会社の機関等について、様々な選択が可能になりました。したがって、設立時において定款を作成する際には、顧客のニーズをくみ取って最適なものとするのが司法書士に求められております。今回の講義ではこの設立登

記の手續について具体例、失敗談も交えてお話しいたします。

また、変更等の登記については、役員変更を中心に、本店移転、解散・清算等の各登記手續を題材に、受諾の際に確認すべき事項や、登記申請書、添付書類の作成上の注意等について、実務面から検討していきます。理論面よりも実体験に基づいた内容とし、実務に役立つ講義を心がけたいと思います。

平成 19 年 12 月 14 日（金） 商業登記の実務②（株式・新株予約権の法務と登記）

原田 裕章 先生（渋谷支部）

クライアントのニーズを会社法上適法に且つ効率的に実現するためのスキーム提案、スケジュール管理、各種手續代行、書類作成、そして登記申請など、企業法務における司法書士の需要は多分皆さんが考えている以上にあります。

今回の講義では、司法書士がこれらの手續きの発案段階から関与できるための実務的な知識を、実例を多くまじえて展開していきたいと考えています。

また、会社計算規則の施行によりいよいよ商業登記・企業法務と切離せなくなった貸借対照表とも、なるべく連動させて展開していく予定です。

商業登記は面白い、と皆さんに思っただけのような講義にするつもりです。

#### 〈事前課題〉

- ①資本金 1,000 万円の株式会社を、現金出資のみで設立した場合の、設立時貸借対照表を考えて下さい。
- ②資本金 1,000 万円の株式会社を、現金出資 500 万円、現物出資（車を 500 万円と評価）によって設立した場合の、設立時貸借対照表を考えて下さい。

平成 19 年 12 月 17 日（月） 企業法務の相談と実務

初瀬 智彦 先生（中央支部）

本講義では、司法書士が行う「企業法務」とはどのようなものがあるかを説明しながら、会社と司法書士との関わりを示していきます。特に中小企業にとっては、司法書士は非常に身近な法律家です。商業登記を通して、商業登記の申請だけにとどまるだけでなく、企業法務全般にいかに関わっていくかを受講生の皆さんと考えていきたいと思っております。

また、本講義では司法書士がする新しい企業業務（事業承継、ABL等）についても触

れていきます。この講義を通じて、企業法務を志す司法書士が増えることを期待しております。

受講生の方に以下の質問についてお聞きしたいと思っております。自分なりの回答を用意しておいてください。

#### 〈事前課題〉

- 1 司法書士が行う企業法務のイメージとはどのようなものか。
- 2 貴方が提供することができる（提供したい）「企業法務」とは何ですか。

平成 19 年 12 月 18 日（火） クレジット・サラ金問題の相談と実務

野口 雅人 先生（豊島支部）  
安藤 剛史 先生（文京支部）

簡裁代理権を取得して以降、多くの司法書士がクレサラ業務に取り組むようになったが、歴史が浅いこともあり、司法書士のクレサラ業務はまだ未成熟な部分を残している。

今後、成熟していくためには、①一人一人が研鑽を積み正確な知識を身につけること、②研修や勉強会等で最新の情報に接すること、③相談業務に積極的に参加して経験を積むこと、④使命感、責任感、倫理観をもって業務にあたること、が不可欠である。

新人研修の講義では、時間の制約もあり、深い講義は出来ないが、受講者の方々々がクレサラ業務に関心を持てるような講義をしたいと考えている。一人でも多くの方がクレサラ業務に関心を持って頂ければ幸いである。

平成 19 年 12 月 20 日（木） 成年後見の実務

山崎 政俊 先生（田無支部）

本講義では、前半で成年後見制度の概要を述べ、後半にて現在実際に進行中の成年後見の事例に基づき、受託の経緯・事件の概要・後見事務の内容等を紹介する。そして、これらを通じて、成年後見の実務の一端を、具体的にお伝えしたい。事例としては、法定後見 3 例、任意後見 2 例を取り扱う予定である。

なお、時間の関係で法制度の詳細な説明はできないが、不足分は、実務上、重要と思われる参考図書を挙げているので、そちらを参考にされたい。

平成 19 年 12 月 20 日（木） 家事審判・遺言執行の実務

川口 純一 先生（渋谷支部）

近年成年後見制度に対しての司法書士の活躍は目覚ましいものがある。その活躍自体、家事事件に対する司法書士の関与が飛躍的に伸張したことを意味するが、同時にそれに付随する家事事件、例えば特別代理人選任申立、遺言執行者の選任申立等への関与も飛躍的に増加している。

①家事事件の概略、②代表的家事事件の事例を基にした検討、③遺言作成から遺言執行までを事例を基に検討、を中心とした講義を予定している。